

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	信州の木活用課	整理番号	2-11
許認可等の種類	森林組合の森林経営規程の変更または廃止の認可			
根拠法令条例等・条項	森林組合法第26条の3第3項			
許認可等の概要	森林組合が行う森林経営事業に係る森林経営規程の変更又は廃止の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (下記法令の規定において許認可するかどうかの判断基準が言い尽くされているため)</p> <p>「森林組合法等に基づく農林水産大臣の処分に係る審査基準等について(平成6年9月29日6-8林野庁林政部森林組合課長通知)」 第1の1 (9) 法第26条の3第3項の規定による森林組合の森林経営規程の変更の承認は、当該森林組合の変更後の森林経営規程が「森林経営規程例」に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。また、同項の規定による森林組合の森林経営規程の廃止の承認は、当該規程に基づく森林経営事業が長期間にわたり行われていない等当該規程を廃止することが適切であると認められる場合に行う。</p>			
基準の制定根拠	林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)第1の1の(9)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (法令の規定において処理期間が定められているため) 下記法令による標準処理期間 2月</p>			
期間の制定根拠	林野庁森林組合課長通知(平成6年9月29日6-8)第1の2			